

【2021 年 9 月 24 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 189 号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

国民の皆さま、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日々ご協力いただき、ありがとうございます。皆さまご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、引き続き、こまめな手洗いや換気、マスクの着用、3密（密集、密閉、密接）を避ける行動へのご協力をお願いします。

また、厚生労働省は、新型コロナワクチンに対するさまざまな疑問や不安を持たれている国民の皆さまに向けて、分かりやすい情報をお届けするための特設サイト「新型コロナワクチン Q&A」を公開しているので、ぜひご覧ください。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

・政府の対策、国内の発生状況、働く人や経営者への支援などはこちら。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【目次】

1. みんなチェック！最低賃金

～10 月 1 日から順次改定されます～

2. さらに便利になったハローワークインターネットサービス

～企業の求人を無料でインターネット公開できます～

3. 人材確保のチャンス！子育て中の方をあなたの職場へ

～仕事と子育ての両立を目指している方の採用をご検討ください～

4. 労働者派遣事業者の皆さまへ～自主点検などを通じ、労働者派遣事業の適正化のための取り組みを支援しています（無料）～【再掲】

5. 外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？

～外国人労働者の人事・労務に役立つ 3 つの支援ツールを作成～【再掲】

6. 「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」を作成しました

【再掲】

7. 「労働契約等解説セミナー2021」を、12 月下旬までオンラインで開催しています（参加無料）【再掲】

8. 「テレワークセミナー」の参加者を募集中です（参加無料）

～10月13日にオンラインで開催～【再掲】

9. 「自営型テレワーク活用セミナー」を、オンラインで順次開催しています
（参加無料）【再掲】

【トピック1】みんなチェック！最低賃金～10月1日から順次改定されます～

都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が、10月1日（金）から全国で順次改定されます。最低賃金は、年齢やパート、学生のアルバイトなどといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されますので、使用者も労働者の皆さまも、最低賃金額や発効日の確認をお願いします。

厚生労働省は、最低賃金の引き上げに向けた中小企業事業主への生産性向上のための支援の一環として、業務改善助成金の支給を行っています。生産性向上と賃金引き上げに取り組む事業主の皆さまは、積極的な活用をご検討ください。

【各都道府県の改定額と発効年月日はこちら】

地域別最低賃金の全国一覧

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/minimichiran/

【業務改善助成金の案内はこちら】

業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

【最低賃金に関する特設サイトはこちら】

必ずチェック最低賃金 使用者も労働者も

<https://pc.saiteichingin.info/>

【お問い合わせ】

都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

※最低賃金に関するお問い合わせは、各都道府県労働局労働基準部賃金課（室）

または最寄りの労働基準監督署へお願いします。

【トピック 2】 さらに便利になったハローワークインターネットサービス
～企業の求人を無料でインターネット公開できます～

ハローワークに求人を申し込みいただくと、月間アクセス数約 4,500 万件のハローワークインターネットサービスに無料で公開できます。求人のお申し込みもこのサイトからできます。

また、9 月 21 日からは、求職者の応募をオンラインで受けることも可能になり、応募の受け付けから面接日時の調整、選考結果の通知までをオンライン上で完結できるようになりました。

事業主や企業の人事労務担当の皆さま、採用業務の効率化につながりますので、ぜひご活用ください。

ハローワークでは、企業の希望条件に合った方の紹介や応募者が増える求人ポイントなどの相談もお受けしています。ぜひ、ご利用ください。

【詳細はこちら】

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

【新機能の詳細はこちら】

9 月 21 日からハローワークインターネットサービスの機能がより便利になります！

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20400.html

【トピック 3】 人材確保のチャンス！子育て中の方をあなたの職場へ
～仕事と子育ての両立を目指している方の採用をご検討ください～

厚生労働省は、お子さま連れでも安心して相談できる「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」をハローワークに設置するなど、子育てをしながら「働きたい」女性を支援しています。また、子育てをしながら就職を希望している大勢の方が「仕事と子育ての両立ができる求人（※）」を探しています。

ハローワークには、毎年約 20 万人の子育て中の求職者が登録しています。ビジネ

スマナーを身につけた方や、業務に活かせる資格をお持ちの方、勤労意欲が高い方が多数登録しており、企業にとっても貴重な戦力の確保につながります。

管轄のハローワークに求人をお申し込みいただくと、子育て中の女性などを専門に支援する「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」のほか、全国のハローワークやインターネット（ハローワークインターネットサービス）で求人が公開されます。また、求人はオンラインでお申し込みいただけます。

事業主や企業の人事労務担当者の皆さま、仕事と子育ての両立を目指している方の採用をぜひご検討ください。

（※）「仕事と子育ての両立ができる求人」とは

- ・ 土日祝日が休みで残業が少ない
- ・ 勤務時間が保育施設の送迎に対応できる
- ・ 子どもの急な病気や学校行事の際に柔軟に休暇がとれる
- ・ テレワークによる在宅勤務ができる など

【子育てをしながら「働きたい」方の支援についてはこちら】

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/mother.html>

【オンラインでの求人のお申し込みについてはこちら】

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

※「求人者マイページ」を開設すると、オンラインで求人のお申し込みができます。

【ハローワークの所在地一覧はこちら】

全国ハローワークの所在案内

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

【トピック４】労働者派遣事業者の皆さまへ～自主点検などを通じ、労働者派遣事業の適正化のための取り組みを支援しています（無料）～【再掲】

厚生労働省は、労働者派遣事業の適正な実施をする上で、適切な制度理解や運用が重要であることを踏まえ、「労働者派遣事業者の適正化推進事業」（委託事業）として、９月から、労働者派遣事業の適正化に向けた事業者の取り組みへの各種支

援を実施しています。【相談無料】

■自主点検の積極的な活用をお願い

9月上旬に、委託先である「公益社団法人全国労働基準関係団体連合会」から全国の労働者派遣事業者の皆さまへ「自主点検表」を一斉にお送りしました（派遣元事業所への送付）。

事業者の皆さまは、労働者派遣事業を適正に運営しているかどうかをセルフチェックしてください。付属の解説なども参考にしながら、改善すべき点があれば、その改善に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

なお、点検結果のデータを集計し、傾向分析を行うため、下記サイトより、自主点検結果の入力・送信を可能としております。

下記サイトでの回答は任意のものであり、回答いただいた自主点検結果を傾向分析以外の目的で使用することはありませんので、ご協力をいただける場合は入力・送信をお願いします。

【派遣事業適正化自主点検特設サイトはこちら】

労働者派遣事業の適性化のための自主点検

<https://haken-tenken.jp/>

■電話・メール相談、コンサルティング支援、セミナーの実施

自主点検結果を踏まえた改善への取り組みについて、事業者からの希望に応じ、専門家による電話・メール相談や、事業所への個別訪問またはオンライン対応によるコンサルティングを実施しますので、この機会にお気軽にご活用ください（電話・メールの利用料金以外は無料）。

さらに、12月からは、自主点検を活かした改善策や取り組みを進める際の留意点についての「労働者派遣事業適正化セミナー」（無料）をオンライン（Zoom）で開催する予定です（全6回）。

【自主点検、相談・個別訪問支援、セミナーなど詳細はこちら】

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（全基連）

<http://www.zenkiren.com/jutaku/haken-tenken.html>

電話 03（3518）9180（平日 10:00～17:00）

【トピック5】外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？
～外国人労働者の人事・労務に役立つ3つの支援ツールを作成～【再掲】

厚生労働省は、外国人労働者の人事・労務に役立つ3つの支援ツールを作成しました。企業の人事・労務に関する多言語説明やお困りごとの背景にある文化ギャップを埋めることにお役立てください。

外国人の方から「最初に聞いた給料と振り込まれている金額が違うのは何で？」や「8時が始業なので、8時ちょうどに会社に来ればよいのでは。」といった人事・労務に関するさまざまな質問・要望を受けることはありませんか？

私たちが「当然だ」と思っている日本の法制度や雇用慣行は、外国人の方にとって馴染みのないものかも知れません。

私たちの文化や制度を外国人の方が知らないことは悪いことではありません。外国人の方の悩みの背景を知り、働きやすい職場を一緒に作っていくことが大切です。そのためには、外国人の方の母国語ややさしい日本語を使いながら、「なぜ職場のルールがそうなっているのか」という理由や背景も含めて説明し、理解を深めてもらうことが重要です。

新たに作成した支援ツールは、以下の3つです。

〔支援ツール〕

- ①外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集
～日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～
- ②雇用管理に役立つ多言語用語集
- ③モデル就業規則やさしい日本語版

【詳細はこちら】

「外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？

～外国人労働者の人事・労務に関する3つの支援ツールを作成しました～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html

【トピック6】「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」を作成しました【再掲】

厚生労働省は、企業が円滑に無期転換ルールに対応できるよう、演習を交えながら必要な取り組みについて解説した「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」を作成しました。

このワークブックでは、無期転換ルールへの対応手順を8つのステップに分けて解説しています。企業で社内制度を検討する際に、付属のワークシートを用いて、実際に演習することができます。無期転換ルールに対応した社内制度の整備にぜひご活用ください。

【ワークブックの詳細はこちら】

事業主・人事労務担当者向け導入支援策

<https://muki.mhlw.go.jp/business/policy/#workbook>

※上記サイトの「導入支援策」の2に掲載しています。

【トピック7】「労働契約等解説セミナー2021」を、12月下旬までオンラインで開催しています（参加無料）【再掲】

厚生労働省は、労働者や事業主・人事労務担当者などを対象に、安心して働くための労使をつなぐルール「労働契約」に関するセミナーを、12月下旬までオンラインで開催しています。

セミナーは、オンラインと、全国13か所の会場での開催となります。具体的なスケジュールや申し込み方法などの詳細は、以下のホームページをご確認ください。

【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

どなたでも参加できますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

【セミナーの詳細はこちら】

労働契約等解説セミナー2021

<https://public.lec-jp.com/laborContractExplanation/>

【その他】

「中小・小規模企業等向けセミナー」、「労働者向けセミナー」の開催や、講師の無料派遣依頼なども受け付けています。お申し込み、ご相談については、運営事務

局宛てにメールでご連絡ください。

【お問い合わせ】

「労働契約等解説セミナー2021」運営事務局
株式会社東京リーガルマインド（委託先）
電話 03（5913）6085（平日9:00～18:00）
E-Mail working-time@lec-jp.com

【トピック8】「テレワークセミナー」の参加者を募集中です（参加無料）
～10月13日にオンラインで開催～【再掲】

厚生労働省は、労務管理上の留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報に関する「テレワークセミナー」を、10月13日（水）にオンラインで開催します。【事前申込制・参加無料】

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ICT）を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

テレワークを活用すると、さまざまな生活スタイルに応じた働き方が可能となり、企業の生産性の向上にもつながります。しかし、テレワークには、労務管理やセキュリティの確保が難しいといった課題もあります。テレワークの導入を検討している、または導入後に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

セミナー終了後に、労務管理面や情報通信技術面で企業が抱える個別具体的な課題などについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。個別相談の方法（電話またはWEB会議形式）は、お申し込み時にご指定ください。

【セミナー内容】

- ・ テレワーク導入事例の紹介
- ・ テレワーク導入企業の体験談紹介（2社）
- ・ テレワーク実施時の労務管理上の留意点
- ・ 情報通信技術面における留意点

【開催】

日時 10月13日（水）13:00～16:00 ※オンライン接続開始 12:50
定員 200人

【申し込み方法など詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞（テレワークセミナーのご案内）

<https://kagayakutelework.jp/seminar/>

【トピック 9】「自営型テレワーク活用セミナー」を、オンラインで順次開催しています（参加無料）【再掲】

厚生労働省は、自営型テレワークのより一層の環境整備のための周知と啓発を図るため、「自営型テレワーク活用セミナー」を、オンラインで順次開催しています。
【参加無料】

「自営型テレワーク活用セミナー」（※）は、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する発注者および仲介事業者と自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し円滑に業務を進めることを目的としたセミナーです。ぜひご活用ください。

（※）会社に雇用されないで、請負契約などにより、主に自宅などでテレワークを行う方やそのような方へ業務委託をしたいと考えている事業者の方などに向けた説明会です。

【発注者・注文者など企業向け @ZOOM ウェビナー】

第3回 10月26日（火）

第4回 12月9日（木）

第5回 令和4年2月3日（木）

※開催時間はすべて 14:00～17:00 です。

【自営型テレワーカー向け @ZOOM ウェビナー】

第3回 10月26日（火）

第4回 12月9日（木）

第5回 令和4年2月3日（木）

※開催時間はすべて 10:00～13:00 です。

【お申し込み、詳細はこちら】

自営型テレワークに関する総合支援サイト

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/index.html#2021w>

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-